

一、對 支

出來得ル限り指鈍ヲ避ケ以テ長期世界戰ニ對應スヘキ常備綜合
戰力ノ確保及將來兵刀派少ノ場合等ニ急遽ニ警士左ノ備ヲ當
スルモノトス

二、在支米英武刀ヲ一掃ス

2、在支政性租界（北京公使館區域ヲ含ム）及敵性重要權益（海
關、領山等）ヲ我實權下ニ把握ス但シ我國ノ人的物产的資
源ヲ成ルヘク輕カラシムル限留置スルモノトス

（註）共同租界及北京公使館區域ハ敵性武刀ヲ一掃シテ我實
權下ニ收ムルモ友好國利益ヲモ罷入スルヲ以テ授收等
ノ形式ヲ取ラサルモノトス

日本郵政大臣官房庶務課

10
11

合
計

21

114

昭和十六年十二月一日御旨付録ヲ付テ決定
十一月五日決定ノ帝國國幣發行部ニ基テ附米兌換率ニ規定スル
ニ因ラス
帝國ハ米英國ニ對シ開院ス

2
3
4
14
15
16
17
18
19
20

日本書紀卷之六十四

四下

命

21

十九
十一

...

...

2

3

4

10

11

8

17

7

19

20

211

...

